

滑川市告示第57号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、滑川市会計事務規則（昭和46年滑川市規則第16号）第21条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

滑川市長 水野達夫

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

(1) 名 称 三井住友カード株式会社

所在地 大阪府大阪府中央区今橋四丁目5番15号

(2) 名 称 株式会社ジェーシービー

所在地 東京都港区南青山五丁目1番22号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

市民課窓口における証明書等発行手数料

3 指定納付受託者に指定をした日

令和8年4月1日